



新年のご挨拶

昨年はひとかたならぬお引き立てをいただきまことにありがとうございました。

本年も皆様にご満足いただけますよう

さらなるサービス向上のため、

弁護士・スタッフともに気持ちを新たに取り組んでまいり所存でございます。

本年も変わらぬご愛顧のほど心よりお願い申し上げます。

令和二年 吉日



弁護士法人

たくみ法律事務所

弁護士・スタッフ一同





弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」

□まだ間にあう？中小企業が知っておくべき2020年に施行される改正法のまとめ

□岩間龍之介弁護士のご紹介 □運転中の携帯電話使用等について罰則が強化されました

Pickup Law News

まだ間にあう？中小企業が知っておくべき2020年に施行される改正法のまとめ

対応が求められる2020年

新年あけましておめでとうございます。

近年は実務に影響する法改正が頻繁にあります。2020年も多くの法律が新たに施行される予定です。

今回は、本年中に施行される改正法をまとめます。

まだ未対応の企業様はぜひご確認ください。

ここで紹介する法改正は、**業種を問わずどの企業においても準備が必要となるもの**です。



中には**対応を怠ると、これまで有効であった契約が無効になるなど、実務の運用に大きな影響が出るものもあります**ので、注意が必要です。

債権法（民法）-原則4月1日施行-

民法の債権関係分野において120年ぶりの全般的な見直しが行われています。

現行の民法は明治維新後の明治政府により制定されたもので、制定当時の社会・経済の情勢が今日とは大きく異なるため、条文と実務の運用が乖離している規定も多く見られました。

紙面の都合上、全ての改正を紹介することはできませんので、主要な改正点だけ取り上げます。

①. 短期消滅時効の特例等の廃止

現行民法では、この債権の時効は1年、この債権の時効は2年、などと債権の種類によって異なる時効期間となっているものがありました。

今回の改正でそのような短期消滅時効制度が廃止され、基本的に時効期間が統一されました。

②. 法定利率の引き下げ

現行民法では法定利率は年5%とされており、現在の経済状況とかけ離れたものとなっています。

そこで法定利率を3%に引き下げ、さらに今後の金利動向に合わせて変動することとなりました。

③. 保証人制度

事業用融資の保証に際して主債務者が情報提供を行う義務や、根保証制度において極度額を定めなければならないとする規律が設けられました。

④. 定型約款

定型取引に用いられる定型約款に関する基本的な規律が創設されました。

この中から、顧問先様からよくご相談いただく③の保証人制度について少し説明します。

「金額を確定しないままに保証を取る」などということはよくあることです。

たとえば、不動産会社が賃貸借契約を締結する際には、「借主がいくら滞納するのか?」「原状回復の際にどの程度支出するのか」などが判明しないまま、契約者の親族などが連帯保証人になります。

このような、将来にわたって行われる取引から生じる不特定多数の債務の保証を「根保証（ねほしょう）」というのですが、根保証契約を締結する際に、保証人が負担する最大額（極度額）を設定しなければ、保証契約自体が無効になるという規律が定められました。

つまり、保証契約締結の際に、単に「一切の債務を保証する。」という記載のある書面に押印をもらうだけではなく、「●●円を限度（極度額）として、一切の債務を保証する。」といった記載に変更する必要があるということです。

このことは、**医療機関で入院する際や、入社時に身元保証人を求める際にも影響する大きな問題**です。

「保証をとれているから」と安心していたら無効であると主張される可能性があるということです。

定型約款の規定の新設（④）も、利用規約などを用いた取引を行っている企業にとって注意が必要です。毎月お送りしているメールニュースで改めて取り上げたいと思います。

働き方改革関連法 - 原則4月1日施行 -

働き方改革関連法については従前より各種セミナーなどで情報提供がなされているため、対応済みの企業が多いと思われそうですが、念のためにご説明します。

中小企業においては4月1日から労働時間の上限規制がスタートします。



これまで労働時間の上限について法的な規制はありませんでしたが、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則として、臨時的な特別な事情がある場合も上限が設定されました。

なお、働き方改革関連法は様々な内容の改正を含んでおり、中小企業における労働時間の上限規制の施行日は4月1日ですが、施行時期は規制により異なります。

個人情報保護法改正（詳細は未定）

2017年に改正された個人情報保護法ですが、3年が経過し、再度見直しが検討されています。



個人情報の分野に関しては、GDPR（EU一般データ保護規則）、CCPR（カリフォルニア消費者プライバシーポリシー法）、その他インド、ブラジルなどでもプライバシー保護規制の流れが国際的に広まっており、海外進出をしていない日本国内企業でも対応が必要となるケースがあります。

そんな情勢の中、個人情報の利用停止を企業に請求できる権利の制定や、情報開示のデジタル化（書面に限定しない交付方法を認めるもの）などが予定されています。

さいごに

その他にも様々な法改正が予定されていますので、今後、法改正情報について可能な限りフォローしていきたいと考えております。

法改正の内容や対応方法についてはお気軽にご相談ください。



パートナー弁護士
中小企業診断士 **壹岐晋大**

1986年山口県生まれ。企業法務に取り組む際には、『経営者と同じ方向を見る』という姿勢を一貫しており、企業の『考え方』を共有し、『目標を達成』することを大切にしています。

〈民法改正に伴う契約書チェックはお任せください〉

貴社の契約書が 2020 年施行の改正民法に対応しているか確認し、必要な修正を行います。

顧問先企業様限定：1 通 10 万円

詳しくはお電話、メールなどでお問い合わせください。



0120-043-211

平日9:00-19:00 土日祝 8:00-20:00



info@takumi-law.jp

365 日・24 時間受付

TOPICS

岩間龍之介弁護士のご紹介

岩間弁護士は、福岡県久留米市の出身です。

伝習館高校、九州大学を卒業後、初めて地元を離れて京都大学法科大学院に進学いたしました。

法科大学院に在院中に司法試験予備試験に合格し、修了後に司法試験に合格しました。

弊所の弁護士では最年少となる 25 歳です。

理論派の岩間弁護士らしく(?) 趣味は将棋で、自分で指すのも観戦するのも好きだそうです。



岩間弁護士からのご挨拶

弁護士の岩間龍之介と申します。

私は、福岡で生まれ育ち、様々な人に見守られながら、弁護士になることができました。

企業をサポートすることで、地域経済の発展に貢献し、少しでも地元福岡に恩返しすることができればと思います。

「こんなこと法律に関係ないのでは?」と思われるようなことであっても構いません。

企業を経営していく上で、何か困ったこと、分からないことなどがございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

※次回は、岩間弁護士と同時に入所した荻野哲也(おぎのてつや)弁護士をご紹介いたします!

たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] https://www.takumi-corporate-law.com

[福岡オフィス] 福岡市中央区渡辺通三丁目 6 番 15 号 NMF 天神南ビル 10 階

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

■地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩 3 分 渡辺通駅：徒歩 2 分

■天神バスセンター：徒歩 5 分

[北九州オフィス] 北九州市小倉北区米町一丁目 1 番 1 号 小倉駅前ひびきビル 8 階

[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188

■JR・モノレール小倉駅：徒歩 5 分 平和通駅：徒歩 2 分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・労働問題（雇用契約書、就業規則、未払い残業代被請求、問題社員対応、解雇等）
- ・契約法務（契約書作成、リーガルチェック、契約解除等）
- ・知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）
- ・不動産問題（賃料滞納、明渡請求、賃料増減額交渉等）
- ・景品表示法（景品提供、不当表示等）
- ・債権回収（督促、訴訟、差押え、損害賠償請求等）
- ・会社法務（設立、定款作成、株主総会、取締役会、組織変更等）
- ・倒産（破産、再生等）

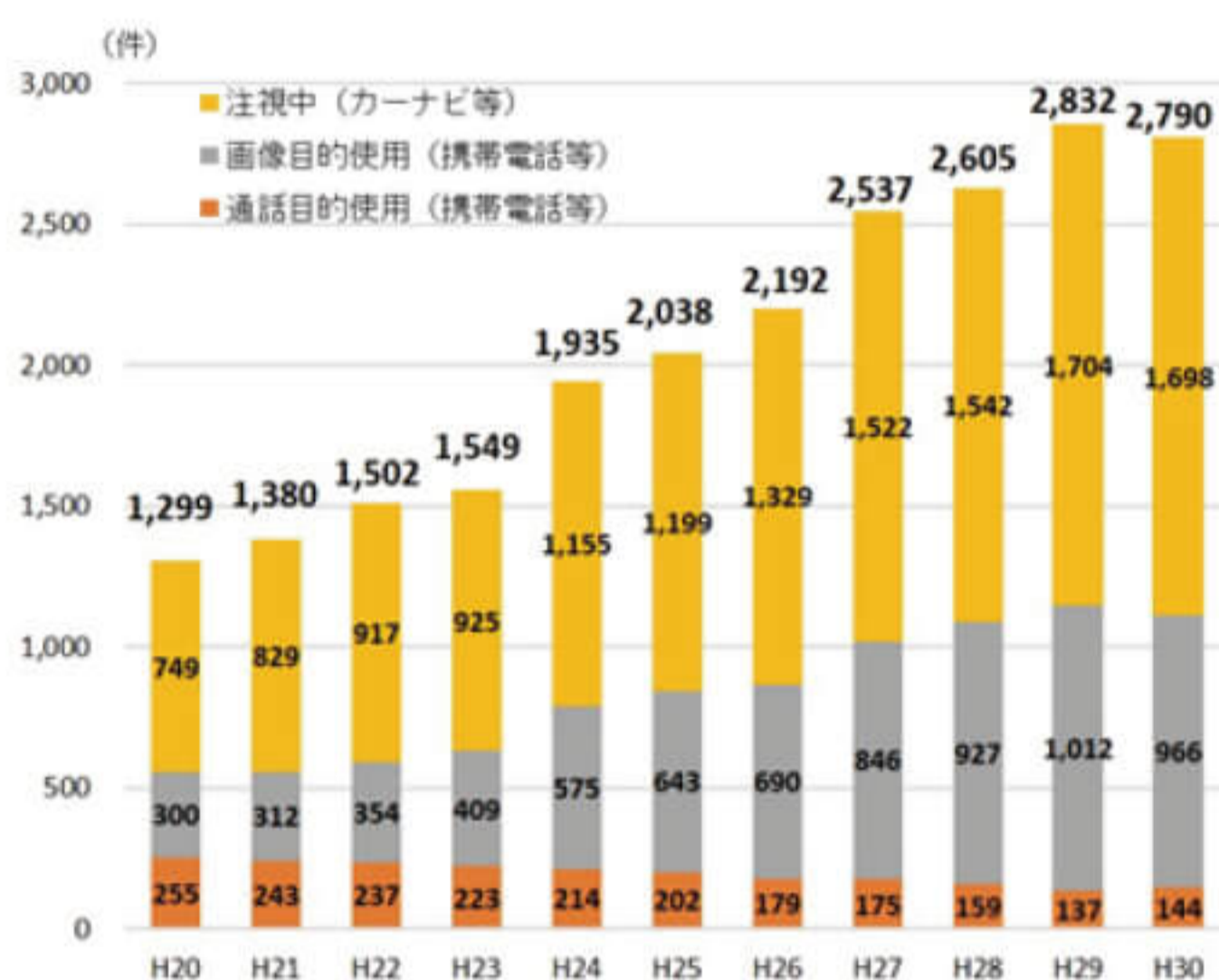
先月（令和元年 12 月 1 日）から罰則が強化されています。

スマートフォンや携帯電話、カーナビの画面を見つめたり、操作したりしながら運転していたことが原因で発生した事故の件数が、**判明しているだけでも、ここ 10 年で 2 倍以上に増えています。**

また、スマートフォン等を使用していた場合と使用していない場合とを比べると、**死亡事故発生率は約 2.1 倍**というデータもあります。

このように、いわゆる「ながらスマホ」等によって発生する事故が後を絶たず、増加傾向にあることから、先月（令和元年 12 月 1 日）から罰則が強化されることになりました。

携帯電話使用等に係る使用状況別交通事故件数の推移

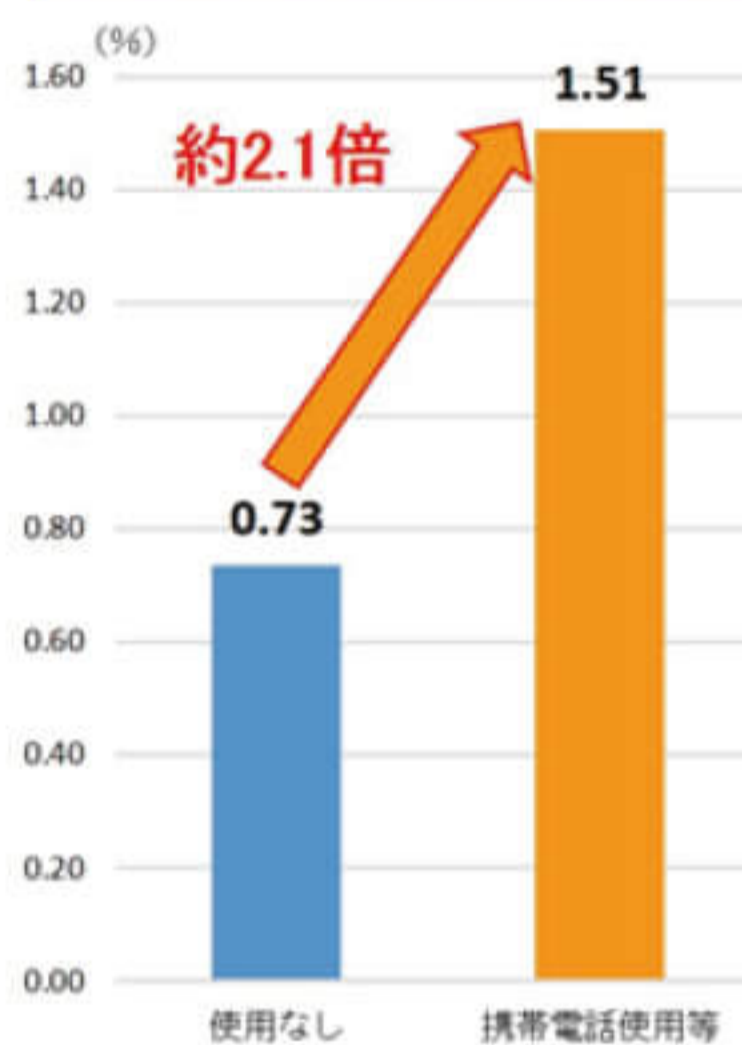


（注）・重複件数を除いているため、各項目の合計と図の総件数とは異なる。

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全事故 | 2,038 | 2,192 | 2,537 | 2,605 | 2,832 | 2,790 |
| うち死亡事故 | 36 | 31 | 39 | 36 | 40 | 42 |

出典：警視庁ホームページ (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/keitai/info.html>)

死亡事故率比較（平成30年）



（注）・調査不能は除外した。

罰則が強化されてどうなった？

運転中にスマートフォンや携帯電話を使用した場合、以前は、駐車禁止場所での駐車違反や 20km 未満の速度超過と同じく違反点数は 1 点、反則金も普通乗用自動車で 6,000 円と、処分は比較的軽いものでした。

しかし、改正後は次頁の表のように修正され、**違反点数や刑事罰等が重くなりました。**

また、改正後は、運転中に携帯電話等を手に持って通話したり、携帯電話の画面を注視したりすることで「交通の危険を生じさせた」場合には、**反則金の制度の適用がなくなり、直ちに罰金や懲役刑の刑事罰の対象となることになりました。**

運転中の使用（保持）

| 違反点数 | 改正前 | | 改正後 | |
|------|------------|--------|---------------------------------|----------|
| | 1点 | | 3点 | |
| 反則金 | 普通 | 6,000円 | 普通 | 1万8,000円 |
| | 大型 | 7,000円 | 大型 | 2万5,000円 |
| | 中型 | 7,000円 | 中型 | 2万5,000円 |
| | 二輪 | 6,000円 | 二輪 | 1万5,000円 |
| | 原付 | 5,000円 | 原付 | 1万2,000円 |
| 刑事罰 | 1万円～5万円の罰金 | | 1ヵ月～6ヵ月の懲役 又は 1万円～10万円の罰金 | |

「交通の危険を生じさせた」場合

| 違反点数 | 改正前 | | 改正後 | |
|------|--------------------------------|----------|---------------------------------|--|
| | 2点 | | 6点※1発で免停 | |
| 反則金 | 普通 | 9,000円 | 反則金はなく、 直ちに刑事罰 | |
| | 大型 | 1万2,000円 | | |
| | 中型 | 1万2,000円 | | |
| | 二輪 | 7,000円 | | |
| | 原付 | 6,000円 | | |
| 刑事罰 | 1ヵ月～3ヵ月の懲役 又は 1万円～5万円の罰金 | | 1ヵ月～6ヵ月の懲役 又は 1万円～30万円の罰金 | |

注) 反則金の金額については、道路交通法施行令で定められた金額を用いています

「交通の危険を生じさせた」とは

表にあるとおり、携帯電話等を手に持って通話等しながら運転し、「交通の危険を生じさせた」場合には、単なる携帯電話の保持等の場合よりも罰則が重くなっています。

「交通の危険を生じさせた」とは、**必ずしも現実**に事故が発生することは必要なく、**道路における交通の危険を生じさせるおそれがある状態を生じさせれば足りる**とされています。



例えば、携帯電話の画面を注視しながら車を運転して蛇行運転させたような場合や、周囲の車両との車間距離が不適切になったような場合が想定されます。

反則金と罰金は何が違う？

反則金は罰金刑とは異なり、刑事罰（刑罰）に当たりません。

そのため、反則金の納付が通告されても、納付書に書かれた納付期限までにきちんと納付すれば起訴されることはなく（道路交通法 128 条 2 項）、いわゆる前科が付くこともありません。

反対に納付期限内に納付しなかった場合には、最終的には逮捕や起訴がされ、罰金刑などの刑事罰が科されることとなります。

罰金や懲役刑が課されてしまうとどうなる？

実刑判決の言渡しを受けた場合は、公務員や社会福祉士、介護士、保育士、公認会計士、警備員などの資格が制限されます（なお、資格によって制限期間が異なります）。

また、「刑の言渡し」を受けると市町村役場に備え付けられている犯罪人名簿にいわゆる「前科者」として登録されます。

ただし、道路交通法違反で罰金刑が課された場合には、犯罪人名簿に登録しない扱いとしている自治体が多いそうです。

「前科」は一生消えない？

刑事罰を受けたという事実そのものは、死ぬまで残り続けます。

他方で、「刑の言渡し」を受けたことによる「法律上の効果」については、一定期間が経過すると消滅します。

すなわち、法律上は、罰金刑を受けた場合は罰金を完納した日から 5 年間、懲役刑を受けた場合は刑期が満了した日の翌日から 10 年間で経

過することにより、「刑の言渡し」の法的効力が失われます（刑法34条の2）。

その結果、公務員等の資格制限がなくなり、犯罪人名簿からも抹消される扱いになっています。

なお、「刑の言渡し」を受けたこと法律上の効果が失われても、刑事裁判において、被告人が過去に罰金刑等に処せられたという事実が不利な情状として考慮される可能性があります（最判昭和29年3月11日刑集8巻3号270頁参照）。

ハンズフリー・イヤホンを使っていたら大丈夫？

道路交通法は、手で保持しなければ送受信ができない携帯電話等を通話のために使用し、カーナビ等に表示された画像を注視することを禁止しています（道路交通法71条5号の5）。

また、政府広報でも、「携帯電話を持って通話する」ことが禁止されていると説明されています。

そのため、携帯電話等を手に持たずにハンズフリー・イヤホン（イヤホンマイク）を片耳だけに挿して通話していれば違法にならないと考えられそうです。



しかしながら、**実際には都道府県の条例によってハンズフリー・イヤホンでの通話も禁止している場合があるので注意が必要**です。

自動車運転中のイヤホン等の使用に関する規定がある条例は、多くの場合、イヤホン等の使用で「安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転」することを禁止しています。

どの条例も、ハンズフリー・イヤホンを使用することを明示的に禁止してはいませんが、合法か違法かは都道府県ごとの解釈によって異なる

ようです。

ハンズフリー・イヤホンを使わざるを得ない場合は、お住まいの地域の都道府県警にお問い合わせいただくのが良いでしょう。

Bluetoothなら良い？

Bluetooth（ブルートゥース）通話であれば、周囲の音も両耳で聴くことができるため、違法にならないのではないかと考えられます。

この点についても明確な規定はありませんが、少なくとも音量が大きすぎて車外の音が聞こえないような場合には違法と評価されると考えられます。

また、仮に違法でないとしても、会話に集中することでハンドルやブレーキの操作や周囲への目配りがおろそかになる可能性が高いため、安全な場所に停車してから通話することが望ましいでしょう。

さいごに

自動運転車の普及にはまだ時間がかかりそうです。

それまでは、「ながら運転」の厳罰化を通してドライバーに注意喚起し、「ながら運転」が原因の事故によって大切な人の命が奪われることが1件でも減ってくれたらと思います。

いつでも自身が加害者の立場に立つとも限りませんので、自動車運転中は携帯電話の利用を控え、通話が必要な場合は安全な場所に停車した上で行うように心がけるのが良いでしょう。



弁護士 澤戸博樹

静岡県出身。大学卒業後、民間会社で営業職を経験。営業マンの経験を活かし、ビジネスの目線を持って敷居は低く、フットワークは軽く、依頼者のご要望に応えさせていただきます。